

杉並区個人情報保護条例 改正の骨子（案）

【 個人情報保護に対する措置 】

該当条項	対象事項	対象者	義務の内容
第12条	第1項	実施機関 外部委託又は指定管理の実施	あらかじめ委託又は管理の内容及び条件について情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴く。
	第2項		受託者・公の施設の指定管理者 個人情報保護の必要な措置を講ずる。
第12条の2	第1項	実施機関 労働者派遣の役務の提供の受入れ	あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴く。
			個人情報保護の必要な措置を講ずる。

【 守秘義務 】

該当条項	対象者	対象情報	禁止行為	
第3条 第2項	○実施機関の職員・職員であった者	業務に関して知り得た個人情報の内容	みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用	
第12条 第3項	○受託者・受託者であった者			○受託業務に従事している者・従事していた者
	○指定管理者・指定管理者であったもの			○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者
第12条の2 第2項	○派遣労働者・派遣労働者であった者			

【 罰則 】

該当条項	対象者	対象情報	禁止行為	罰則
第32条	○実施機関の職員・職員であった者	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	○受託業務に従事している者・従事していた者			
	○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者			
	○派遣労働者・派遣労働者であった者			
第33条	○実施機関の職員・職員であった者	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル以外の個人情報ファイル（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由がないのに提供	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	○受託業務に従事している者・従事していた者			
	○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者			
	○派遣労働者・派遣労働者であった者			
第34条	○実施機関の職員・職員であった者	業務に関して知り得た管理個人情報	自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	○受託業務に従事している者・従事していた者			
	○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者			
	○派遣労働者・派遣労働者であった者			

太線で囲み、灰色にした部分が、追加等の改正を行う箇所

【 罰則 】 (続き)

該当条項	対象者	対象情報	禁止行為	罰則
第34条の2 地方公務員法の一 般職と同 様の規定	○実施機関の職員・職員であつた者 【地方公務員法の罰則が適用される者を除く】 ○受託業務に従事している者・従事していた者 ○指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者・従事していた者 ○派遣労働者・派遣労働者であつた者	業務に関して知り得た個人の秘密	正当な理由がないのに漏えい 【第32条～第34条に該当する 場合を除く】	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第35条	○実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第36条	○法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、派遣元事業主を除く。） 又は 人（派遣元事業主を除く。） ※かっこ書きの部分を追加	—	法人の代表者 又は 法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 第32条から第34条の2までの違反行為をした ※条項（第34条の2）を追加	行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第32条から第34条の2までの罰金 ※条項（第34条の2）を追加
第37条	○開示を受けた者	管理個人情報	偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく開示を受けた	5万円以下の過料

太線で囲み、灰色にした部分が、追加等の改正を行う箇所